



平成18年4月26日

各 位

会社名 株式会社ジーンズメイト
代表者名 代表取締役社長 西脇 健司
(コード番号 7448 東証第一部)
問合せ先 経営管理部長 中西 直人
(TEL 03-5467-9999)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月6日開催の取締役会において、平成18年5月18日開催予定の第46期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」の平成18年5月施行に伴い、変更、新設、削除等を行なうもので、その主な内容は次のとおりであります。

文言や表現を会社法の規定に適応させるための変更、削除、及び従来の定款の構成を会社法の規定に沿った形で表現できるような体裁に変更するための章の構成とし、それに伴う条文の移動を行うほか、より効率的で機動的に会社運営を行っていくことを目的として、主に次の変更を行うものであります。

株券を発行する旨を規定する新設
単元未満株主の権利の一部を制限するための規定の新設
株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供する旨を規定する新設
取締役会の決議について書面または電磁的方法による決議を可能とするための規定の新設
会計監査人の設置等に関する規定の新設
株主総会招集に関する規定の変更
議決権の代理行使に関する規定の変更

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成18年5月18日
平成18年5月18日

以 上

(下線_は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ジーンズメイトと称する。英文では、JEANS MATE CORPORATION と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1、衣料の小売業2、繊維製品の製造3、繊維製品の販売4、不動産の売買、賃貸並びに所有、監理及び仲介、斡旋5、有価証券の投資及び保有6、その他前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれをなすものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、40,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定め</u>により取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 <u>当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得</u>することができる。</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は100株とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名義を含む、以下同じ。）<u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 <u>前項の規定に係わらず当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の株主割当による割当を受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名義を含む、以下同じ。）<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> 当社が発行する株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
---	--

(基準日)

第11条 当社の定時株主総会において、株主（実質株主を含む、以下同じ。）として権利を行使すべき株主は、毎決算期の株主名簿に記載または記録された株主とする。

- 2 前項その他本定款に定めある場合のほか、取締役会の決議により予め公告のうえ基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期及び招集地)

第12条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、本店所在地又は東京都区内において招集する。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(新設)

(基準日)

第12条 当社は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(削除)

(招集権者及び議長)

第14条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 商法第343条の規程によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、他の議決権ある株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長並びに出席取締役がこれに記名押印または電子署名する。

- 2 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本写しを5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会
(新設)

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に規定する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(削除)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 (現行どおり)

(取締役の選任方法)

第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数でもってこれを行う。

(新設)

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第23条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

- 2 取締役会は、決議をもって、副社長、専務取締役の中から会社を代表すべき取締役を選任することができる。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は選任後1年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(削除)

(取締役会の招集)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(役付取締役)

第26条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第27条 社長は当会社を代表し、会社の業務を統括する。

- 2 取締役会は、決議をもって、副社長、専務取締役の中から会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬)

第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(新設)

(監査役の数)

第26条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第29条 監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上定める。

(監査役会の招集)

第30条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当会社に監査役及び監査役会を置く。

(監査役の数)

第31条 (現行どおり)

(監査役の選任方法)

第32条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は選任後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 (現行どおり)

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第35条 (現行どおり)

<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p><u>第33条</u> 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p><u>第34条</u> 当会社の営業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの<u>年1期</u>とする。</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第38条</u> 監査役の報酬等は、株主総会において定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第39条</u> 当会社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p><u>第41条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第42条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第43条</u> 当会社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの<u>1年</u>とする。</p>
---	---

(利益配当金並びに中間配当)

第35条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して支払う。

2 取締役会の決議により毎年8月20日現在における株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)を行なうことができる。

3 利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(剰余金の配当)

第44条 当会社の剰余金の配当は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うものとする。

(中間配当)

第45条 当会社は取締役会の決議により毎年8月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配(以下、中間配当という。)を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 剰余金の配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。